

令和7年第2回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和7年6月10日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（11名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
4番	松 井 孝 恵	5番	山 本 哲 也
6番	正 垣 耕 平	7番	家根谷 美智子
8番	中 井 照 恵	9番	吉 本 和 広
10番	谷 端 清	11番	檜 木 正 行
12番	大 石 哲 雄		

欠席議員（1名）

3番 平 田 美 穂

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局 長 笠 松 昭 宏 主 幹 山 根 愛

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	檜 山 裕 子
総 務 課 長	十 河 貴 子	総 務 課 副 課 長	目 良 大 敏
振 興 課 長	芝 健 治	振 興 課 副 課 長	山 根 康 生
税 務 課 長	三 浦 誠	税 務 課 副 課 長	小 倉 一 仁
住 民 課 長	笠 松 由 希	住 民 課 副 課 長	木 村 弘 行
福 祉 課 長	木 村 陽 子	福 祉 課 副 課 長	平 岩 晃
福 祉 課 副 課 長	出 羽 正 典	長 寿 課 長	宮 本 真 里

建設課長	谷本和久	建設課副課長	樫本貴寿
上下水道課長	谷本誠	上下水道課副課長	陸平将史
教育委員会事務局 教育委員会事務局 学校給食センター 所長	瀬田和哉 芦口正史	教育委員会事務局副局長	吉田忠弘

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 4 号 令和 6 年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第 5 報告第 5 号 上富田町水道事業会計建設改良に要する経費の繰越について
- 日程第 6 報告第 6 号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第 7 承認第 1 号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 承認第 2 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 承認第 3 号 上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 承認第 4 号 令和 7 年度上富田町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 45 号 上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 46 号 上富田町小規模多機能施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 日程第 13 議案第 47 号 上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 48 号 令和 7 年度上富田町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 49 号 工事請負契約の締結について（令和 7 年度 第 1 号 庁舎管理事業 庁舎改修工事）
- 日程第 16 議案第 50 号 物品購入契約の締結について（令和 7 年度 第 1 号 非常備消防事業 小型動力ポンプ付水槽車購入）
- 日程第 17 議案第 51 号 物品購入契約の締結について（令和 7 年度 第 1 号 小

学校管理事業 タブレット端末購入)

日程第 18 議案第 52 号 物品購入契約の締結について (令和 7 年度 第 1 号 中

学校管理事業 タブレット端末購入)

日程第 19 上富田町公有財産調査特別委員会報告

日程第 20 決議第 3 号 公有財産売買の取り扱いに関する決議

△開 会 午前 8 時 5 7 分

○議長（松井孝恵）

皆さん、おはようございます。

令和 7 年第 2 回定例会を開会するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき、開会できますことを厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は 11 名であります。平田議員からは、遅刻届が出ておりますので、これを受理いたしました。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 7 年第 2 回上富田町議会定例会を開会いたします。

日程に入る前に先立ちまして、本議会では 5 月から 10 月末までをクールビズ期間と定めております。期間中はノーネクタイで会議することとし、また町のポロシャツの着用も許可してございますので、ご理解をお願いいたします。

また、暑いときには、議長判断により上着を取ることを許可いたしております。本日も上着を取っていただいて結構です。当局の方も上着を取っていただいて結構ですので、どうぞ。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 8 時 5 8 分

再開 午前 9 時 0 5 分

○議長（松井孝恵）

再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（松井孝恵）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 11 番、樫木正行君、12 番、大石哲雄君を指名いたします。

△日程第 2 会期の決定

○議長（松井孝恵）

日程第２ 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から６月２３日までの１４日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から６月２３日までの１４日間に決しました。

△日程第３ 諸般の報告

○議長（松井孝恵）

日程第３ 諸般の報告をさせます。

議会事務局長、笠松昭宏君。

○事務局長（笠松昭宏）

諸般の報告をいたします。

令和７年３月定例会以降の議員活動並びに地方自治法第１２１条の規定により出席要求した６月定例会の説明員については、お手元に配付しています。

次に、本定例会の一般質問の通告の締切りにつきましては、本日６月１０日午後３時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（松井孝恵）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田誠君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和７年第２回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも誠にお忙しい中ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

初めに、去る４月１５日、岸本周平前和歌山県知事が逝去されましたことに対し、心よりお悔やみ申し上げます。

岸本前知事には上富田町へも度々お越しいただきました。紀州口熊野マラソンではスターターを務めていただき、また、令和５年度、６年度に開催されたタウンミーティングにおいて、参加者の方々と真摯に向き合っておられたお姿は、住民の皆様にとりましても忘れられない思い出となっていることと思います。

故人のご功績をしのび、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

岸本前知事のご遺志を受け継ぎ、先般、和歌山県知事に宮崎泉氏が就任されました。新知事におかれましては、こどもまんなか社会の推進をはじめ、地方創生、人口減少対策、産業振興、防災・減災対策など、県政が抱える課題に対し、果敢に取り組んでいただけるものと大いに期待をしております。

新知事の円滑な県政運営と本県の一層の発展を心より祈念申し上げます。

さて、本年も梅の収穫最盛期となりました。ＪＡわかやまの紀南の梅産地情報によりますと、今年の生産予想量は平年を下回るものの、記録的な不作であった昨年より増加する見込みとのことでございます。しかしながら、梅の開花時期以降の天候不順に加え、紀南地方の広い範囲でひょう害が発生し、梅の等級低下などの被害が出ていると聞いております。令和７年産の青梅や梅干しが、少しでもよい価格で取引されることを願っております。

次に、令和６年度の一般会計の決算についてご報告いたします。

決算の状況としましては、財政調整基金や減債基金を取り崩すことなく事業を実施することができました。これは、税収の確保、そして職員一丸となって行財政改革に取り組んだ成果であると評価しております。

主な事業としましては、昨年度に引き続き、物価高騰対応地方創生臨時交付金を財源とする事業に加え、小学校屋内運動場空調設備の設置、南紀の台公民館建設などを実施いたしました。

今後につきましては、ごみ処理など広域行政で行う事業への準備や、公共施設の維持管理に伴う財源の確保、子ども医療費の無償化などの子育て支援の拡充、扶助費をはじめとする社会保障費及び人件費などの経常経費の増額などが課題となってまいります。引き続き、限られた財源を最大限有効に活用し、堅実な行財政運営に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

さて、本定例会に提出し、ご審議をお願いします議案につきましては、報告２件、専決処分の報告１件、専決処分の承認４件、条例の一部改正２件、条例の廃止１件、令和７年度一般会計補正予算１件、工事請負契約の締結について１件、物品購入契約の締結について３件の合計１５件であります。

なお、追加議案として、工事請負契約の締結について１件、人事案件５件を本定例会

に提出させていただきます。

詳細につきましては、担当課長並びに副課長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

今後とも継続して行財政改革の推進を図り、事務事業の遂行と住民サービスの向上に努める所存でありますので、議員各位におかれましても、ご理解と変わらぬお力添えをお願い申し上げます。

なお、4月1日付で人事異動を発令しています。

副町長より異動のありました職員を紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

4月1日付の職員の人事異動に伴い、説明員の紹介についてを許可いたします。

副町長、山本敏章君。

○副町長（山本敏章）

改めまして、おはようございます。

それでは、4月1日付で人事異動を発令しておりますので、当局側の異動職員を紹介させていただきます。

会計管理者、樫山裕子です。

○会計管理者（樫山裕子）

樫山です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

振興課長、芝健治です。

○振興課長（芝 健治）

芝です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

続いて、向かって右側の職員を紹介させていただきます。

住民課長、笠松由希です。今回昇格になります。

○住民課長（笠松由希）

笠松です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

住民課副課長、木村弘行です。今回昇格になります。

○住民課副課長（木村弘行）

木村です。よろしくお願いいたします。

○副町長（山本敏章）

福祉課副課長、出羽正典です。今回昇格であります。

○福祉課副課長（出羽正典）

出羽です。どうぞよろしくお願いします。

○副町長（山本敏章）

税務課長、三浦誠です。

○税務課長（三浦 誠）

三浦です。どうぞよろしくお願いします。

○副町長（山本敏章）

以上です。今後ともご指導賜りますよう、よろしくお願いいたします。

△日程第4 報告第4号

○議長（松井孝恵）

これより、日程第4 報告第4号、令和6年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

当局より報告内容の説明を求めます。

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第4号についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

報告第4号、令和6年度上富田町一般会計繰越明許費繰越計算書。

6款商工費、1項商工費、かみとんだ地域元気活性化商品券事業費では、繰越額6,320万円。こちらは、物価高騰対応として1人当たり4,000円の商品券を配付する事業でございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、道路メンテナンス事業費では、繰越額1,300万円。トンネル長寿命化に係る修繕設計業務となります。防災・安全交付金事業費では、繰越額2,570万円。岩田大坊奈目良線の道路改良工事でございます。

9款教育費、2項小学校費、屋内運動場空調設備設置事業費では、繰越額1億1,250万円。こちらは、小学校5校分でございます。合計2億1,440万円と定めております。

財源内訳につきましては、合計額でご説明いたします。

特定財源では、未収入特定財源として、国県支出金6,942万3,000円、地方債1億320万円、一般財源4,177万7,000円と定めております。

令和7年6月10日提出、上富田町長奥田誠。

この報告につきましては、地方自治法施行令第146条の規定に基づき、財源内訳とともに報告するものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○議長（松井孝恵）

説明が終わりました。

これより、報告第4号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

△日程第5 報告第5号

○議長（松井孝恵）

次に、日程第5 報告第5号、上富田町水道事業会計建設改良に要する経費の繰越についてを議題といたします。

当局より報告内容の説明を求めます。

上下水道課課長、谷本誠君。

○上下水道課長（谷本 誠）

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第5号についてご説明いたします。

2ページをお願いします。

報告第5号、上富田町水道事業会計建設改良に要する経費の繰越について。

令和6年度上富田町水道事業会計予算において、次のとおり建設改良に要する経費を翌年度に繰越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和7年6月10日提出、上富田町長奥田誠。

令和6年度上富田町水道事業会計予算繰越計算書の内容についてご説明いたします。

事業名、水道応急給水車両緊急整備事業で、予算計上額は2,550万円。翌年度への繰越額につきましては、給水車1台の購入で2,174万4,000円を繰り越したものでございます。

繰越しの理由につきましては、能登半島地震以降の水道事業体における給水車需要の増加に伴い、製作に必要な部品の調達に不測の日数を要し年度内の納車が困難となった

ためでございます。

なお、繰越しを行う2, 174万4, 000円の財源につきましては、県補助金及び過年度損益勘定留保資金となります。

この報告につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越額の使用に関する計画について報告するものでございます。

○議長（松井孝恵）

説明が終わりました。

これより、報告第5号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

△日程第6 報告第6号

○議長（松井孝恵）

次に、日程第6 報告第6号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

当局より報告内容の説明を求めます。

住民課課長、笠松由希君。

○住民課長（笠松由希）

よろしくお願いいたします。

私からは、報告第6号についてご説明いたします。

3ページをお願いいたします。

報告第6号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第2項の規定により、これを報告する。

記。

専決第8号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

令和7年6月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第8号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項につい

て、次のとおり専決処分する。

１、和解の相手方は、記載のとおりであります。

２、事件の概要。

令和７年３月２５日午前９時３０分頃、和歌山県西牟婁郡上富田町朝来７６３番地上富田町役場駐車場内にて、役場会計年度任用職員の運転する車両が駐車しようとして後退したところ、駐車していた相手方車両と接触し、相手方車両を損傷した。

３、和解の内容。

（１）町は、本件に伴う損害賠償として、一般財団法人全国自治協会自動車損害共済により、保険会社から２６万４，４０７円を修理業者に支払う。

（２）相手方と町の間、本件について、（１）に掲げる損害賠償のほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。

令和７年４月１８日専決、上富田町長奥田誠。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（松井孝恵）

説明が終わりました。

これより、報告第６号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

本件は、議会の委任による専決処分であり、承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

△日程第７ 承認第１号～日程第１８ 議案第５２号

○議長（松井孝恵）

日程第７ 承認第１号、上富田町税条例の一部を改正する条例の承認を求める件から
日程第１８ 議案第５２号、物品購入契約の締結について（令和７年度 第１号 中学校管理事業 タブレット端末購入）まで１２件を一括議題といたします。

税務課長、三浦誠君。

○税務課長（三浦 誠）

よろしく願いいたします。

私からは、承認第１号から第３号までご説明申し上げます。

5 ページをお願いします。

承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第 4 号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

令和 7 年 6 月 10 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第 4 号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日専決、上富田町長奥田誠。

改正の理由といたしまして、地方税法等の一部改正に伴い、上富田町税条例の一部を改正する必要があるため提出いたします。

次のページをお願いします。

上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部改正。

上富田町税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日公布されたことに伴い、上富田町税条例につきましても一部改正を行い、同日付で専決処分し、本議会において報告し承認を求めるものであります。

なお、時間の都合上、主な改正事項を抜粋させていただき、その他の条文については割愛させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いします。

今回の主な改正事項につきましては、参考資料の上富田町税条例一部改正の要旨に沿ってご説明いたしますので、27 ページをお願いいたします。

上富田町税条例一部改正の要旨です。

1、改正の趣旨につきましては、地方税法等の一部改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、一部改正の規定について、令和 7 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、本条例を改正するものです。

2、改正の内容につきましては、1 点目です。物価上昇における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、個人住民税の控除できる金額において、大学生年代の子などの扶養控除の所得要件の拡充。それに伴い公的年金受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備を行うものであります。

令和 7 年度の税制改正で特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備が行われました。

扶養控除については、納税者が子供や親などの親族を扶養している場合に受けることができる控除で、年齢や所得によって異なります。19歳から23歳未満、いわゆる大学生年代の子供の所得が58万円以上と123万円以下であれば、特定親族扶養控除として最大45万円の控除となります。所得に応じて段階的に控除額が減少となってきます。

2点目です。二輪車の車両区分の見直しにより、総排気量125cc以下で最高出力4.0キロワット以下に制御したバイクに係る税率を2,000円と行うものです。令和7年11月から適用される新たな排ガス規制に対して、現行の50ccの原付バイクでは規制の適合した生産が困難なことから、総排気量125cc以下で最高出力4.0キロワット以下に制御したバイクが新基準のバイクとして原付免許で運転できるよう、道路運送車両法施行規則が改正されました。新基準のバイクが第一種原動機付自転車に新たに追加されたことによるものです。

3、その他、所要の規定の整理を行うものであります。

3、施行期日としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、一部の規定について、令和8年1月1日、令和8年4月1日及び地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日に施行するとしています。

また、その他参考資料として、新旧対照表を14ページから26ページに添付してございますので、お目通しのほどよろしく願います。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、承認第2号についてご説明申し上げます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第5号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

令和7年6月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第5号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和7年3月31日専決、上富田町長奥田誠。

改正の理由としまして、地方税法等の一部改正に伴い、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について、課税限度額の引上げ並びに5割軽減及び2割軽減の基準額見直しを行うため提出いたします。

次のページをお願いします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、上富田町国民健康保険税条例につきましても一部改正を行い、同日付で専決処分し、本議会において報告し承認を求めるものであります。

それでは、改正事項につきましては、参考資料の上富田町国民健康保険税条例の一部改正の要旨に沿ってご説明しますので、35 ページをお願いします。

1、改正の趣旨につきましては、令和 7 年以後の年度分の国民健康保険税について、医療保険分及び後期高齢者支援金分に係る課税限度額の引上げ並びに 5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を引き上げるため、本条例を改正するものです。

2、改正の内容につきましては、1 点目は、課税限度額の見直しについては、税負担の公平性の確保及び税負担の軽減を図る観点から、医療保険分では 6 5 万円から 6 6 万円に、後期高齢者支援金分では 2 4 万円から 2 6 万円に改正するものです。

2 点目は、経済動向等を踏まえ軽減判定所得の見直しについては、所得が低い世帯に対して国民健康保険税の軽減措置の拡充を行うものになります。5 割軽減の基準額については、被保険者均等割額と世帯別平等割額の 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の乗すべき金額を 2 9 万 5, 0 0 0 円から 3 0 万 5, 0 0 0 円に引き上げるものであります。2 割軽減の基準額については、同様に、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の乗すべき金額を 5 4 万 5, 0 0 0 円から 5 6 万円に引き上げるものであります。

3、施行期日につきましては、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するとしています。ただし、この条例による改正後の上富田町国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までは、国民健康保険税については従前の例によると定めています。

また、その他参考資料として新旧対照表を 3 1 ページから 3 4 ページに添付していますので、お目通しのほどよろしくをお願いします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

続きまして、承認第 3 号についてご説明します。

36 ページをお願いします。

承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第

3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第 6 号、上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第 6 号、上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日専決、上富田町長奥田誠。

改正の理由といたしまして、半島振興法第 1 7 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合などを定める省令の一部改正に伴い、適用期限の延長を行うため提出いたします。

次のページをお願いします。

上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正。

上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、半島振興法の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例につきましても一部改正を行い、同日付で専決処分し、本会議において報告し承認を求めるものであります。

それでは、改正事項につきましては、参考資料の上富田町半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の改正要旨に沿ってご説明しますので、4 2 ページをお願いします。

1、改正の趣旨につきましては、令和 7 年 3 月 3 1 日までの適用期限を令和 9 年 3 月 3 1 日までに延長すること、その他所要の規定の整理を行うため、本条例を改正するものであります。

2、改正の内容。適用期限の延長、令和 7 年 3 月 3 1 日までが令和 9 年 3 月 3 1 日までとなります。

3、施行期日としましては、この条例は公布の日から施行する。この条例は、令和9年3月31日限りその効力を失効。ただし、条例の失効前に特別償却設備を新設し、又は増設した者については、同日以降においても、その効力を有すると定めています。

なお、その他参考資料として、新旧対照表を40ページから41ページに添付していますので、お目通しのほどよろしく申し上げます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしく願いいたします。

私からは、承認第4号及び議案第45号についてご説明いたします。

43ページをお願いいたします。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第7号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第1号）。

令和7年6月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第7号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第1号）。

令和7年度上富田町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,036万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億4,636万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年4月18日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

16款県支出金では、補正前の額に1,027万3,000円を追加し、8億1,703万円と定めております。

19款繰入金では、補正前の額に8万9,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に１，０３６万２，０００円を追加し、９１億４，６３６万２，０００円と定めております。

歳出です。

２款総務費では、補正前の額に１，０３６万２，０００円を追加し、２１億３，３７８万８，０００円と定めております。

歳出合計では、補正前の額に１，０３６万２，０００円を追加し、９１億４，６３６万２，０００円と定めております。

４６ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

１、総括につきましては、このページから４８ページまでは、恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

内訳につきましては、歳出からご説明をいたします。

５１ページをお願いいたします。

この補正につきましては、５月１５日告示、６月１日執行の和歌山県知事選挙に係る予算措置でございます。

３、歳出。

２款総務費、４項選挙費では、補正前の額に１，０３６万２，０００円を追加。

６目県知事選挙費、１節報酬では１３０万円。

３節職員手当等では４１０万円。

８節旅費では１５万６，０００円。

１０節需用費では２２２万１，０００円。

１１節役務費では１４８万６，０００円。

１２節委託料では８１万９，０００円。

１３節使用料及び賃借料では８万円。

１７節備品購入費では２０万円を措置しております。

次のページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

続きまして、歳入のご説明にいきます。

４９ページをお願いいたします。

２、歳入。

１６款県支出金、３項委託金では、補正前の額に１，０２７万３，０００円を追加。

１目総務費委託金では、県知事選挙委託金として１，０２７万３，０００円を措置しております。

19款繰入金、2項基金繰入金では、補正前の額に8万9,000円を追加。財政調整基金からの繰入金として8万9,000円を措置しております。

以上が、この補正予算の内容でございます。ご承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第45号をお願いいたします。

55ページをお願いいたします。

議案第45号、上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例。

上富田町共同作業場設置条例の一部を別紙のように改正する。

令和7年6月10日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

共同作業場の使用形態に合わせて名称を変更するため、本案を提出する。

次のページをお願いいたします。

上富田町共同作業場設置条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町共同作業場設置条例の一部改正。

上富田町共同作業場設置条例の一部を次のように改正する。

第2条中「上富田町立木材加工共同作業場」を「上富田町立第2梅共同作業場」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

次のページには、参考資料としまして新旧対照表を添付しております。こちらにつきましては、恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

58ページの参考資料で、改正の要旨についてご説明をいたします。

1、改正の要旨。

未使用の状態となっていた上富田町立木材加工共同作業場について、管理運営を委託する事業者を決定したことから、使用形態に合わせて名称を変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。

事業者につきましては、公募型プロポーザル方式により募集・審査を実施し、決定をしております。事業者につきましては株式会社佐野農園に決定し、賃貸借につきましては8月1日より開始する予定となっております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

福祉課副課長、出羽正典君。

○福祉課副課長（出羽正典）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第４６号について説明させていただきます。

５９ページをお願いいたします。

議案第４６号、上富田町小規模多機能施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

上富田町小規模多機能施設設置及び管理に関する条例を別紙のように廃止する。

令和７年６月１０日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございますが、上富田町小規模多機能施設（通称：紫蘭）を閉館したため、本条例を廃止するものでございます。

次のページをご覧ください。

上富田町小規模多機能施設設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）でございます。

上富田町小規模多機能施設設置及び管理に関する条例の廃止。

上富田町小規模多機能施設設置及び管理に関する条例は、廃止する。

附則で、この条例は、公布の日から施行するとしております。

次のページをお願いいたします。

１、廃止の要旨といたしまして、誰もが気軽に集い、交流できる地域コミュニティづくりの拠点として平成２３年に設置した「上富田町小規模多機能施設」については、令和７年４月の南紀の台公民館の施行に伴い、地域の交流拠点としての役割を終えたため閉館しました。これに伴い、本条例を廃止するもので、当該施設につきましては、これまで子育てや高齢世代の方々、多くの方々にご利用いただきました。実施をしていました子育て支援に関するイベントやサークル活動、高齢者の交流サロンなどは、現在南紀の台公民館の一部を地域の集会所に活動場所を移して継続して実施していることを申し添えます。

２、施行期日を、公布の日から施行するとしてございます。

以上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

教育委員会事務局長、瀬田和哉君。

○教育委員会事務局長（瀬田和哉）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第４７号についてご説明申し上げます。

６２ページをお願いします。

議案第４７号、上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例。

上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を別紙のように改正する。

令和7年6月10日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

上富田町立小学校屋内運動場空調設備設置に伴い、上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の改正を行うため、本案を提出する。

63ページをお願いします。

上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部改正。

上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加えるとしまして、3項、使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

また、別表に次の表を加えるとしまして、屋内運動場空調設備使用料1時間当たり、朝来小学校全面3,300円、反面1,650円、生馬小学校では全面1,650円、岩田小学校、岡小学校で全面2,200円、市ノ瀬小学校では全面1,650円としてございます。

附則としまして、この条例は、令和7年7月1日から施行するとしてございます。

続きまして、67ページ、参考資料の上富田町立小学校及び中学校施設使用料徴収条例の一部改正の要旨をご覧ください。

1、改正の趣旨としまして、今回、町内小学校5校の屋内運動場への空調設備機器の設置に伴い、空調設備機器の使用料の設定を行うものである。学校開放施設としての貸与時の使用料について、利用する方としない方との均衡を計るため、学校開放時の施設利用者には受益者負担の考えのもと、一定の使用料負担を求めるものとするとしてございます。

2の改正の内容及び3の施行期日につきましては、先ほど説明のとおりでございます。

なお、64ページから66ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第48号、議案第49号についてご説明いたします。

68ページをお願いいたします。

議案第48号、令和7年度上富田町一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度上富田町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,329万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億6,966万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月10日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

19款繰入金では、補正前の額に2,169万9,000円を追加し、11億5,533万5,000円と定めております。

21款諸収入では、補正前の額に160万円を追加。

歳入合計では、補正前の額に2,329万9,000円を追加し、91億6,966万1,000円と定めております。

歳出です。

2款総務費では、補正前の額に160万円を追加し、21億3,538万3,000円と定めております。

3款民生費では、181万6,000円を追加。

6款商工費では、補正前の額に150万円を追加。

7款土木費では、補正前の額に200万円を追加。

9款教育費では、補正前の額に1,638万3,000円を追加。

歳出合計では、補正前の額に2,329万9,000円を追加し、91億6,966万1,000円と定めております。

70ページにいきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、このページから72ページまでは、恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

内訳につきましては、歳出からご説明をいたします。

75ページをお願いいたします。

3、歳出。

2款総務費、1項総務管理費では、補正前の額に160万円を追加。

2目防災対策費、18節負担金補助及び交付金では、岡地区中島町内会自主防災組織が実施する防災用備蓄倉庫、防災用備蓄品の整備に対し、コミュニティ助成事業費補助

金として１６０万円を措置。

３款民生費、５項老人福祉費では、補正前の額に１８１万６，０００円を追加。

１目老人福祉費では、会計年度任用職員１名分の報酬及び共済費として１８１万６，０００円を措置。シルバー人材センターの事務補助員として雇用するものになります。

６款商工費、１項商工費では、補正前の額に１５０万円を追加。

１目商工業振興費につきましては、令和７年度におきましても、かみとん市を実施する方向に決定したことから、かみとん市運営補助金として１５０万円を措置するものでございます。

２目観光振興費につきましては、観光協会への補助金について、委託料へと歳出科目を更正するものでございます。

７款土木費、５項住宅費では、補正前の額に２００万円を追加。

１目住宅管理費につきましては、水穂住宅の払下げに係る設計監理委託料として２００万円を措置してございます。

次のページをお願いいたします。

９款教育費、３項中学校費では、補正前の額に１，６３８万３，０００円を追加。

１目中学校管理費では、屋内運動場建設用土地の購入費として１，６３８万３，０００円を措置しております。

次のページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しいただきますようお願いいたします。

それでは、続きまして、歳入についてご説明をいたしますので、７３ページをお願いいたします。

２、歳入。

１９款繰入金、２項基金繰入金では、補正前の額に２，１６９万９，０００円を追加。

２目小集落改良住宅基金繰入金では水穂住宅払下げに係る財源を、３目さわやか上富田まちづくり基金繰入金ではかみとん市の運営補助金の財源を、９目財政調整基金繰入金につきましては中学校屋内運動場建設用土地購入費ほか、一般財源分の財源として財政調整基金から繰り入れるものとしてございます。

２１款諸収入、３項雑入では、補正前の額に１６０万円を追加。こちらにつきましては、コミュニティ助成事業費助成金として１６０万円を措置しております。こちらにつきましては、宝くじの社会貢献広報事業として助成を行っている一般財団法人自治総合センターからの助成金となります。

私からの説明は以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第４９号をお願いいたします。

議案第４９号、工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的。令和７年度 第１号 庁舎管理事業 庁舎改修工事。

２、契約の方法。指名競争入札による契約。

３、契約金額。一金１億８，０４０万円。

４、契約の相手方。和歌山県西牟婁郡上富田町生馬５６７番地の１、株式会社後工務店、代表取締役後雅雄。

令和７年６月１０日提出、上富田町長奥田誠。

理由。

地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

８４ページをお願いいたします。

こちらで工事請負契約の概要についてご説明をいたします。

工事請負契約の概要。

１、概要。エレベーター、多目的トイレ、授乳室の設置、既存トイレの洋式化、議場内スロープ設置、通路改修、外構ほかとしてございます。

２、目的。バリアフリー化を進め、障害者や高齢者の方をはじめ、来庁者の利便性を向上させることを主な目的とする。

３、工期。議決日の翌日から令和８年３月１３日まで。

４、落札者の決定方法。こちらにつきましては、令和７年５月８日に、６社による指名競争入札を執行し、落札者を決定してございます。

８２ページ、８３ページにつきましては、建設工事請負仮契約書の写しを添付してございます。

そちらの８３ページ、第５９条の２をご参照願います。

第５９条の２、この契約は、上富田町の議決があったときに、この契約と同一の条項により、本契約を締結したものとすると定めております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

総務課長、十河貴子君。

○総務課長（十河貴子）

よろしくお願いいたします。

議案第５０号につきまして、説明させていただきます。

８５ページでございます。

議案第５０号、物品購入契約の締結について。

下記のとおり物品購入契約を締結することについて、議会の議決を求める。
記。

１、契約の目的。令和７年度 第１号 非常備消防事業 小型動力ポンプ付水槽車購入。

２、契約の方法。随意契約。

３、契約金額。一金３，３５６万４，１９０円。

４、契約の相手方。和歌山県西牟婁郡上富田町朝来１４０７番地の４、和歌山日野自動車株式会社田辺支店、支店長田中勝則。

令和７年６月１０日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出するものでございます。

次の８６ページ、８７ページに、参考資料として仮契約書の写しを添付しております。

８７ページの第１４条に、この契約は、地方自治法第９６条第１項第８号の規定に基づき上富田町議会の議決を得たときに、本契約が成立するものとするとしてございます。

ここで、本件が随意契約となりました経緯を説明させていただきます。

今回の小型動力ポンプ付水槽車の購入に当たり、直近で導入実績のある田辺市消防本部にも相談させていただきまして、仕様書を作成しております。５月２９日に県内８社の自動車販売会社を指名し、指名競争入札を実施いたしましたが、応札者１社のため、入札は不調となっております。改めて入札を実施するとすれば、次は、県外業者を指名することとなること、加えて、市場環境として自動車部品価格が高騰している状況であることから、時間的な余裕がないとして、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号競争入札に付し、入札者または落札者がいないときの規定を適用し、応札いただいた和歌山日野自動車株式会社田辺支店から改めて見積書を徴収の上、６月２日に随意契約により仮契約を締結しております。

８８ページをお願いいたします。

物品購入契約の概要でございます。

１、契約の内容。小型動力ポンプ付水槽車１台を購入いたします。

２、物品購入の目的でございます。上富田町消防団第１分団に配備している小型動力ポンプ付水槽車を老朽化のため、更新する。現在配備している水槽車は平成７年式のも

のでございます。

３、納入期限。令和８年３月３１日までとしております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井孝恵）

教育委員会副局長、吉田忠弘君。

○教育委員会事務局副局長（吉田忠弘）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第５１号、第５２号についてご説明いたします。

８９ページをお願いいたします。

議案第５１号、物品購入契約の締結について。

下記のとおり物品購入契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的。令和７年度 第１号 小学校管理事業 タブレット端末購入。

２、契約の方法。随意契約。

３、契約金額。一金５，４２３万１，３２０円。

４、契約の相手方。和歌山県田辺市神子浜１丁目２０番１２号、和歌山電工株式会社、代表取締役木下智雄。

令和７年６月１０日提出、上富田町長奥田誠。

理由でございます。

地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

次の９０ページに、参考資料として物品購入仮契約書の写しを添付してございます。

９１ページの第１４条において、上富田町議会の議決を得たときに、本契約が成立するものとしてございます。

随意契約の理由を申し上げます。

こちらは、和歌山県市町村教育情報化推進協議会との共同調達に関する協定書に基づき、各参加団体の市町村と落札業者との間での随意契約となっております。

９２ページをお願いいたします。

物品購入契約の概要です。

１、契約の内容。タブレット端末９８８台購入。ＧＩＧＡスクール用コンピュータ共同調達（購入）。Ｃｈｒｏｍｅ ＯＳを購入するものでございます。

２、物品購入の目的。文部科学省が示すＧＩＧＡスクール構想第２期における１人１台端末の更新のため、和歌山県市町村教育情報化推進協議会が実施した一般競争入札の

結果の契約単価によりタブレット端末を導入するものです。

３、納入期限。令和７年１０月３１日までとさせていただきます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第５２号についてご説明いたします。

９３ページをお願いします。

議案第５２号、物品購入契約の締結について。

下記のとおり物品購入契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的。令和７年度 第１号 中学校管理事業 タブレット端末購入。

２、契約の方法。随意契約。

３、契約金額。一金２，３９３万２，０４０円。

４、契約の相手方。和歌山県田辺市神子浜１丁目２０番１２号、和歌山電工株式会社、代表取締役木下智雄。

令和７年６月１０日提出、上富田町長奥田誠。

理由につきましては、先ほどの小学校管理事業と同じ内容となっております。

次の９４、９５ページに、参考資料として物品購入仮契約書の写しを添付してございます。この仮契約書の第１４条において、上富田町議会の議決を得たときに、本契約が成立するものとしてございます。

９６ページをお願いいたします。

物品購入契約の概要です。

１、契約の内容。タブレット端末４３６台購入。ＧＩＧＡスクール用コンピュータ共同調達（購入）Ｃｈｒｏｍｅ ＯＳを購入するものでございます。

次の、２、物品購入の目的及び３、納入期限につきましては、さきに説明した議案第５１号の小学校管理事業と同じ内容となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井孝恵）

以上をもって、提案理由の説明が終わりました。

△日程第１５ 議案第４９号

○議長（松井孝恵）

お諮りいたします。

ここで日程の順序を変更し、日程第１５ 議案第４９号、工事請負契約の締結につい

て（令和7年度 第1号 庁舎管理事業 庁舎改修工事）についてを先に審議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第15 議案第49号、工事請負契約の締結について（令和7年度 第1号 庁舎管理事業 庁舎改修工事）を先に審議することに決しました。

日程第15 議案第49号、工事請負契約の締結について（令和7年度 第1号 庁舎管理事業 庁舎改修工事）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、大石哲雄君。

○12番（大石哲雄）

6社で入札ということを受けたんですけれども、落札率はまだ言っていないので、落札率をお聞きしたいと思います。

○議長（松井孝恵）

総務課副課長、目良大敏君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えいたします。

落札率につきましては、99.27%でございます。

○議長（松井孝恵）

大石君。

○12番（大石哲雄）

落札率が99.27%。指名6社の指名競争になっておるんですけれども、99.27%ということが、競争にはなっていないというようにも考えられるので、落札率では。その点はどのようにお考えですか。

○議長（松井孝恵）

目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えいたします。

6社で入札に付した以上は、基本的にはもう競争が成立しているという認識でございます。

○議長（松井孝恵）

大石君。

○ 1 2 番（大石哲雄）

競争している以上は、99%というような落札率はなかなか考えられないので、普通は。そこでしたとかしていないとかそういうの別にして、本当にこの入札が競争になっているのかどうかということを再度確認したいと思うんですが。昔の言葉で言えば、6社による談合による結果ではないかと。そういうことであれば、正当な競争の結果にはならなくて、競争による落札額と、例えば談合による入札の金額の差は住民の損害に当たるといような格好にも考えられるので、正当な競争と本当にお考えかということを確認したいと思います。

○議長（松井孝恵）

答弁願います。

副町長、山本敏章君。

○副町長（山本敏章）

基本的に設計金額の中に収まっています。6社による指名競争入札に間違いございません。その点についてはそのようにしかお答えできませんので、よろしくお願いします。

○議長（松井孝恵）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより日程第15 議案第49号、工事請負契約の締結について（令和7年度 第1号 庁舎管理事業 庁舎改修工事）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 19 上富田町公有財産調査特別委員会報告

○議長（松井孝恵）

次に、日程第 19 上富田町公有財産調査特別委員会報告についての報告を求めます。

お手元に配付されておりますとおり、委員会報告書が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

議会事務局長、笠松昭宏君。

○議会事務局長（笠松昭宏）

朗読します。

令和 7 年 6 月 10 日、上富田町議会議長、松井孝恵様。

公有財産調査特別委員会委員長、正垣耕平。

委員会調査報告書。

令和 7 年第 1 回（3 月）定例会において、本委員会に付託された公有財産売買の取り扱いについて、調査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

- 1、議件。公有財産売買の取り扱いに関する事項について。
- 2、対象物件。上富田町朝来字馬ノ谷 2310 番 1。
- 3、会計。上富田町特別会計宅地造成事業。
- 4、年度。令和 5 年度及び 6 年度。
- 5、調査期間。令和 7 年 3 月 19 日から 5 月 26 日。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、公有財産調査特別委員会委員長より報告を願います。

6 番、正垣耕平君。

○6 番（正垣耕平）

公有財産調査特別委員会委員長報告。

本特別委員会は、令和 5 年度に上富田町特別会計宅地造成事業が保有していた、上富田町朝来字馬ノ谷の宅地の処分における事務処理について調査するため、令和 7 年第 1 回（3 月）定例会において設置されました。

当該事務において不適正な手続きがあったことについては、既に執行部も認めているところではありますが、改めて本件の問題点及び改善点を明らかにすべく調査・検討を

行いました。

その結果、契約日現在担当課所属の職員を相手方として町有財産売買契約を締結している点、地方自治法及び上富田町普通財産売払事務取扱要綱を始めとする法令等を認識していた者がいなかったとする点、他の案件と比較して公募の方法に一貫性が認められない点が特に問題とされました。

今後の改善案として、職員の法令等に対する知識の向上、町有財産処分時のガイドラインの作成、町有地の売買実績の議会への報告を求めます。なお、このことについては、建設課のみならず、全庁的に取り組むことを要望します。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（松井孝恵）

これより委員長報告に対する質疑を行います。本件の経過と結果のみに限定されます。本件そのものに関わる質疑は原則として許可できませんので、その点よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

△日程第 20 決議第 3 号

○議長（松井孝恵）

次に、日程第 20 決議第 3 号、公有財産売買の取り扱いに関する決議を議題といたします。

事務局長より朗読させます。

議会事務局長、笠松昭宏君。

○議会事務局長（笠松昭宏）

朗読します。

決議第 3 号。

令和 7 年 6 月 10 日、上富田町議会議長、松井孝恵様。

提出者、公有財産調査特別委員会委員長、正垣耕平。

公有財産売買の取り扱いに関する決議。

上記の決議を別紙のとおり、上富田町議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

以上です。

○議長（松井孝恵）

次に、趣旨説明を求めます。

6 番、正垣耕平君。

○6 番（正垣耕平）

公有財産売買の取り扱いに関する決議（案）。

上富田町朝来字馬ノ谷 2 3 1 0 番 1 の売払事務において、不適正な処理が行われていたことについて、下記のとおり改善を求める。

問題点。

契約日（令和 6 年 2 月 2 0 日）現在、原課の職員を相手方とし、町有財産売買契約書を締結している点。

担当課として法的な知識や手続きに対する理解が不十分であった点。

上富田町財務規則（第 5 条及び第 1 1 2 条）に則って事務手続きがされていない点。

公募の方法に統一性が認められない点。

改善事項。

法令等に対する知識の向上。

関係法令や手続きについて定期的に研修を行い、担当職員の知識水準の向上を図られたい。

公募方法の標準化及びガイドライン作成。

募集手順や基準を明文化し、統一した運用ルールを策定する。これに基づき、募集方法の一貫性を確保し、透明性を担保されたい。また、作成したガイドラインについては、定期的に見直し、適宜改訂されるよう求める。

議会への報告。

町有地の売買契約について、売買額又は面積に関わらず、適宜議会に報告されたい。

町長及び町執行部においては、町有地は上富田町民の財産であるとの認識に立ち返り、その売払処分については、本町に最も有益な対価が得られる方策を探索されるよう強く求めるとともに、上記改善事項について、全庁的に取り組まれたい。

以上、決議する。

令和 7 年 6 月 1 0 日、上富田町議会。

○議長（松井孝恵）

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより、決議第3号、公有財産売買の取り扱いに関する決議を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

これをもって公有財産調査特別委員会を終了することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

したがって、公有財産調査特別委員会をこれにて終了いたします。

△延 会

○議長（松井孝恵）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松井孝恵）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

次回は、6月17日午前9時となっていますので、ご参集願います。

ありがとうございました。

延会 午前 10 時 24 分